

令和 5 年度 第五地区少年団体協議会 総会議案書

日 時：令和 5 年 4 月 2 7 日（木）

場 所：西新井住区センター

総 会 次 第

司会 大内理事

1. 開会の辞 田中会長

2. 議長選任 議長

3. 議案

第1号議案 令和4年度事業報告の件(2頁) 森副会長

第2号議案 令和4年度決算報告の件(3頁) 笹森会計

第3号議案 令和4年度監査報告の件(3頁) 白石会計監査

第4号議案 令和5年度役員改選の件(4頁) 田中会長

第5号議案 令和5年度事業計画の件(5頁) 西村副会長

第6号議案 令和5年度予算案の件(6頁) 鈴木会計

4. 閉会の辞 田中会長

添付資料

資料1 令和5年度 子ども会長・育成会長 名簿

資料2 第五地区少年団体協議会規約

資料3 第五地区少年団体協議会個人情報取扱内規

令和4年度第五地区少年団体協議会事業報告

以下のとおりご報告いたします。

1. イベント・事業

◎令和4年度定時総会	西新井住区センター	令和 4年 4月28日(木)
◎ジュニアリーダー研修会	西新井第一小学校	令和 4年 4月24日(日)
		令和 4年 5月 1日(日)
◎育成者入門講座	西新井第一小学校	令和 4年 4月24日(日)
◎スタンプラリー	舎人公園	令和 4年 7月 3日(日)
◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会 合同事業	西新井第一小学校	令和 4年12月11日(日)
◎ドッジビー練習会1回目	西新井第一小学校体育館	令和 5年 1月28日(土)
◎ドッジビー練習会2回目	西新井第一小学校体育館	令和 5年 2月 4日(土)

注：今年度は、新型コロナウイルス蔓延防止対応のため連合運動会とドッジビーを楽しもう会を合同で実施いたしました。

2. 定例会

定例会を下記日程で実施しました

回数	予 定	議 事 予 定 等
第1回	令和 4年 5月26日(木)	スタンプラリー説明・募集
第2回	令和 4年 7月 1日(金)	スタンプラリー 打ち合せ
第3回	令和 4年10月21日(金)	運動会・ドッジビー 打ち合せ・募集
第4回	令和 4年11月25日(金)	運動会・ドッジビー打合せ
第5回	令和 5年 3月10日(金)	年度最終会議

3. 役員会

役員会を下記日程で実施しました

回数	予 定	議 事 予 定 等
第1回	令和 4年 4月 1日(金)	総会準備(総会前開催)
第2回	令和 4年 4月14日(木)	総会準備・ジュニアリーダー研修会準備(総会前開催)
第3回	令和 4年 5月19日(木)	スタンプラリー打合せ
第4回	令和 4年 6月22日(水)	スタンプラリー・運動会打合せ
第5回	令和 4年 7月29日(金)	運動会打合せ
第6回	令和 4年10月14日(金)	運動会・ドッジビー打合せ 9/9→10/14変更
第7回	令和 4年11月16日(水)	運動会・ドッジビー打合せ
第8回	令和 5年 2月24日(金)	次年度計画
第9回	令和 5年 3月23日(木)	総会準備

令和4年度 第五地区少年団体協議会 決算報告書 ㊦

収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
前年度繰越金	511,859	511,859	0	
足立区(少連協)助成金	240,000	260,000	20,000	
ジュニアリーダー研修会	65,000	65,000	0	少連協補助金
運動会プログラム広告収入	0	0	0	
ご祝儀等	0	5,000	5,000	
子ども会保険保険料	19,000	16,150	-2,850	役員・子ども会定員超過加入分
懇親会費	0	0	0	今年度中止
デイキャンプ参加会費	0	0	0	今年度中止
雑収入	0	2	2	預金利息
合 計	835,859	858,011	22,152	

支出の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
少連協会費	27,000	25,030	1,970	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	85,000	79,757	5,243	講師謝礼・昼食提供費を含む
○舎人公園スタンプラリー	100,000	105,573	-5,573	デイキャンプ→スタンプラリー
○ドッジビー&連合運動会	130,000	30,202	99,798	予算:ドッジビー・運動会合計額
少連協大会等派遣費	50,000	17,000	33,000	少連協ドッジビー大会・育成者セミナー
通信費	10,000	495	9,505	
交際費	30,000	10,107	19,893	慶弔費等
会議費	30,000	17,282	12,718	総会・懇親会・役員会等
渉外費	40,000	32,000	8,000	出張日当・会議費・交通費等
保険料	60,000	41,338	18,662	振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	30,000	40	29,960	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	0	0	0	
足立区助成金返戻	145,254	188,145		3年度分145,254- 4年度分42,891-
小 計	737,254	546,969	190,285	
予備費	243,859			
次年度繰越金		311,042		
合 計	835,859	858,011	190,285	

上記のとおりご報告致します。

会計 笹森 幸子

会計 鈴木 美舟

令和4年度 第五地区少年団体協議会 監査報告書

令和5年4月6日、通帳、領収書など関係書類を監査致しました。その結果、会計処理全般に亘り、公正かつ妥当と認められましたので、ご報告いたします。

会計監査 白石 千尋

会計監査 塚本 孝子

令和5・6年度役員改選(案)

以下のとおりご提案いたします。

1. 令和5・6年度役員名簿

役職	氏 名	電話・携帯番号	住 所・メールアドレス
会 長	田中 加代		
副会長	西村 秀彦		
	森 美枝		スポ推
会 計	笹森 幸子		
	鈴木 美舟		スポ推
会計監査	白石 千尋		
	塚本 孝子		青少年 栗原
常任理事	土田 恭宏		
理 事	森岡 裕子		青少年 西二
	大内 昭子		スポ推
	丸山 昌子		青少年 西小
	石鍋 浩		青少年 西一
	土方 紀昌		青少年 五中
	竹橋 司		スポ推
	松本 洋子		スポ推
	島田香菜子		青少年 西中
	家富 知美		スポ推

顧 問	中田 哲郎		
-----	-------	--	--

相談役	吉田 修一		
	栗田 泰夫		

注意：個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

2. 退任される役員・顧問（役職は令和4年度現在）

- 桑原敏昭（副会長）
- 堀切弥生（顧問） ご逝去なさいました。

3. 足立区少年団体連合協議会 派遣（推薦）役員（括弧内は少連協での派遣部署）

- 田中加代（副会長） ○西村秀彦（育成部）
- 森美枝（総務部） ○土方紀昌（事業研修部）

令和5年度第五地区少年団体協議会事業計画(案)

以下のとおりご提案いたします。

会議・事業については、新型コロナウイルス対策による活動制限の状況等により機動的に時期の変更・中止の可能性があります事を予めご了承下さい。

1. イベント・事業

◎令和5年度定時総会	西新井住区センター	令和5年4月27日(木)
◎育成者入門講座	西新井住区センター	令和5年4月27日(木)
◎ジュニアリーダー研修会	西新井第一小学校	令和5年4月23日(日)
		令和5年4月30日(日)
◎デイキャンプ	高尾の森わくわくビレッジ	令和5年5月21日(日)
◎少連協育成者セミナー		令和5年6月25日(日)
◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会 合同事業		
	西新井第一小学校	令和5年12月10日(日)
◎ドッジビー練習会1回目	西新井第一小学校体育館	令和6年2月3日(土)
◎ドッジビー練習会2回目	西新井第一小学校体育館	令和6年2月10日(土)
◎少連協ドッジビー大会	総合スポーツセンター	令和6年2月11日(日祝)

2. 定例会

定例会を下記日程で実施する

回数	予 定	議 事 予 定 等
第1回	令和5年4月27日(木)	デイキャンプ 打合せ
第2回	令和5年7月7日(金)	デイキャンプ 報告・反省
第3回	令和5年10月20日(金)	運動会・ドッジビー 打合せ・募集
第4回	令和5年12月1日(金)	運動会・ドッジビー 最終打合せ
第5回	令和6年3月8日(金)	年度最終会議

3. 役員会

役員会を下記日程で実施する

回数	予 定	議 事 予 定 等
第1回	令和5年4月7日(金)	総会準備・ジュニアリーダー (総会前実施)
第2回	令和5年5月11日(木)	総会反省・デイキャンプ 打合せ
第3回	令和5年6月30日(金)	デイキャンプ 反省
第4回	令和5年9月8日(金)	運動会・ドッジビー打合せ
第5回	令和5年10月13日(金)	運動会・ドッジビー打合せ・都子連育成研打合せ
第6回	令和5年11月27日(月)	運動会・ドッジビー打合せ
第7回	令和6年2月22日(木)	次年度計画
第8回	令和6年3月21日(木)	総会準備

注：事業計画のうち、ジュニアリーダー研修会1回目・第1回役員会は、実施済みです。

令和5年度第五地区少年団体協議会予算(案)

以下のとおりご提案いたします。

収入の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
前年度繰越金	511,859	511,859	311,042	
足立区助成金	240,000	260,000	250,000	
ジュニアリーダー研修会	65,000	65,000	65,000	少連協補助金
運動会プログラム広告収入	0	0	0	
ご祝儀等	0	5,000	0	
子ども会保険保険料	19,000	16,150	16,000	役員・子ども会定員超過加入分
懇親会費	0	0	0	
デイキャンプ参加会費	0	0	20,000	
雑収入	0	2	2	預金利息等
合 計	835,859	858,011	662,044	

支出の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
少連協会費	27,000	25,030	26,000	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	85,000	79,757	85,000	講師謝礼・昼食提供費を含む
○デイキャンプ	100,000	105,573	150,000	
○ドッジビー&連合運動会	130,000	30,202	40,000	
少連協大会等派遣費	50,000	17,000	30,000	少連協ドッジビー大会・育成者セミナー
通信費	10,000	495	10,000	
交際費	30,000	10,107	40,000	慶弔費等
会議費	30,000	17,282	40,000	総会・懇親会・役員会他
渉外費	40,000	32,000	50,000	出張日当・会費等
保険料	60,000	41,338	50,000	振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	30,000	40	10,000	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	0	0	10,000	
足立区助成金返戻	0	188,145	0	
小 計	592,000	546,969	541,000	
予備費	243,859		121,044	
次年度繰越金		311,042		
合 計	835,859	858,011	662,044	

令和5年度 第五地区少年団体協議会 子ども会会長名簿

子 ど も 会 名	会長氏名	保護者名	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	佐藤 もえ	由美子		
西新井本町2丁目	大塚 結子	逸子		
北町会コスモス	長島 芯	優子		
興野北はッピー	小川 力也	あずさ		

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

令和5年度 第五地区少年団体協議会 育成会会長名簿

子 ど も 会 名	会長氏名	会員数	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	佐藤由美子	24		
西新井本町2丁目	大塚 逸子	37		
北町会コスモス	長島 優子	30		
興野北はッピー	川西 久美	22		

会員合計：113名（4年度107名・3年度98名）

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

第五地区少年団体協議会規約

第1条（目的）

本会は、青少年の健全育成を目的とし、子ども会及び育成会相互の発展向上を図る

第2条（名称及び事務所）

この会は、第五地区少年団体協議会（以下『本会』という）と称し、事務所を会長宅におく

第3条（組織）

本会は、下記の会員を以て構成する

1. 所属する子ども会及び育成会の会員
2. 以下の者の内、第6条により承認された役員
○過去に本会の役員又は委員を経験した者
○その他本会の活動に必要な者
3. 足立区青少年対策西新井地区委員会（以下西新井地区対という）の内、青少年委員及びスポーツ推進委員に新たに就任した者については、その本来職務に鑑みて原則として常任理事会の承認により役員に就任する

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

1. 子ども会及び育成会相互の協力、親睦、連絡に関する事
2. 子ども会及び育成会の連合行事の開催に関する事
3. 足立区少年団体連合協議会（以下少連協という）及び西新井地区対への本会役員の参加
4. 少連協及び西新井地区対の主催又は共催する事業への本会役員・委員及び会員の参加
5. その他、この会の目的達成に必要な事

第5条（役員）

本会は、次の役員をおく

1. 会長 壱名
2. 副会長 若干名
3. 会計 弐名
4. 会計監査 弐名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名

第6条（役員の選出方法）

役員の選出方法は、次のとおりとする

1. 役員は、役員会で各役職の者を選任し、総会で承認する。但し第3条3項を除く
2. 総会で動議があった場合は、総会の議決を以て、前項の推薦結果の一部又は全部を変更することが出来る

第7条（役員の職務）

本会の役員の職務は、次のとおりとする

1. 会長 この会を代表し、会務を総括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
3. 会計 経理を司る
4. 会計監査 会計を監査する
5. 常任理事 本会の企画・立案を図り運営・実行する
6. 理事 本会の企画運営について協力し、実行する

第8条（委員）

本会は、次の委員を置く

1. 所属する育成会会長又はその指名した者、育成会毎に1名
2. 第3条第1項に定める者の内、常任理事会により承認された者

第9条（顧問・相談役）

1. 必要に応じ、会長の推薦により、この会に顧問・相談役をおくことができる
この場合第3条の条項は適用しない
2. 顧問・相談役には、総会においての投票権はない

第10条（任期）

1. 役員及び委員の任期は、西暦奇数年に開催される定期総会から2回目の定期総会までの2年とする。
また、再任を妨げない
2. 任期途中で就任した役員及び委員については、任期途中で変更の無かった役員及び委員の残任期と同一とする

3. 第8条で委員に就任している者については、所属育成会の役員任期を以て本会の任期とする事が出来る
4. 本人の意志・都合により本会を退会する場合は、文書で会長まで申し出る。会長が、文書を受理した時点をもって、当該会員は任期途中であっても本会を退会する事が出来る
5. 本会の名誉を著しく毀損したり本会に損害を与えるなど、会員として相応しくない者については、役員会で出席役員の2/3以上の賛成をもって本会を退会させる事が出来る
6. 顧問・相談役の任期は原則、役員・委員と同一とする

第11条（総会）

1. 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する
2. 会長が必要と認めるときは、会長が臨時総会を招集する事が出来る
3. 定時総会は、前会計年度の終了の日から60日以内に行わなくてはならない
4. 総会の招集通知は、総会の日より7日以上前に発しなくてはならない
5. 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる
6. 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする
 - ✳事業報告及び事業計画の決定
 - ✳決算の承認及び予算の決定
 - ✳役員の承認
 - ✳会則の変更
 - ✳その他重要な事項

第12条（常任理事会）

1. 常任理事会は、常任理事会の構成員が必要と認めたとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 常任理事会は、第5条1項・2項・3項及び5項の役員を以て構成する
3. 常任理事会は、役員会・委員会などの議題整理や、本会の運営などについて会議するものとする

第13条（役員会）

1. 役員会は、役員が必要と認めたとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 役員会は、第5条の役員を以て構成する
3. 役員会は、本会の運営全般について会議するものとする

第14条（委員会）

1. 委員会は、常任理事会で開催の決定を行い会長がこれを招集する
2. 委員会は、本会の役員及び委員を以て構成する

第15条（内規）

その他本会の運営に必要な事項については、内規を常任理事会で定め運用する事が出来る
但し、本規約に定めがある事項については、本規約が優先するものとする

1. 会員の慶弔に関する事
2. 退任役員の記念品等に関する事
3. その他本会の運営に関する事

第16条（経費）

本会の経費は、区の補助金（本部活動費）、親睦会費、寄付金、その他を以てあてる

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

附 則

制 定	昭和42年	4月 1日	設立総会にて本規約を制定する。
一部改正	平成 2年	4月 28日	昭和64年度定時総会により改正
一部改正	平成 5年	4月 24日	平成4年度定時総会により改正
一部改正	平成23年	4月 23日	平成22年度定時総会により改正
一部改正	平成25年	4月 20日	平成24年度定時総会により改正

第5地区：旧足立区立第五中学校学区域

昭和50年現在 足立区立第五中学校・足立区立西新井中学校学区域

第五地区少年団体協議会 個人情報取扱内規

(目的)

第1条 この個人情報取扱内規は、本会が保有する個人情報の適正な取扱を定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(債務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱は、総会資料等で周知する。

(個人情報の取扱)

第4条 個人情報とは個人を特定される事項とする。

2 個人情報は、本人からの同意を得て取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または、削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 事業に供する各種資料（会員名簿、保健等）の作成及び配布
- (2) 事業の開催、役員の管理、会費の請求
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網作成
- (4) 役員相互の親睦を高める活動

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定するものが適正に管理する。

- 2 会員名簿は、配布を受けた者が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし次にあげる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示)

第9条 個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して会長あてに書面にて行うものとする。

付則

この細則は、平成30年3月29日から施行する。